

平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市病院事業推進委員会
委員長 関 本 美 穂

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書について（答申）

平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日に諮問された生駒市立病院の管理運営に関する
年度協定書案について、本委員会において慎重に審議した結果、別紙のと
おり答申します。

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書

~~(諮問案)~~

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書（案）

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、平成25年6月4日付けで締結した生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成27年度における取扱いについて、次のとおり協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 本年度協定は、基本協定に規定する指定管理者負担金について定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 本年度協定の期間は、本年度協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

（指定管理者負担金）

第3条 基本協定第30条に規定する指定管理者負担金は、220,793,102円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。）とする。

2 前項に規定する指定管理者負担金の本年度支払については、基本協定第30条第3項ただし書又は同条第4項ただし書の規定に基づき猶予するものとする。

（金額の変更）

第4条 本年度協定の締結後に生じた理由により、指定管理者負担金の金額を変更すべき事情が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（協議事項）

第5条 本年度協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本年度協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 月 日

甲： 生駒市東新町8番38号
生駒市長 小紫 雅史

乙： 大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 鈴木 隆夫